

## 希望尊重の年度末人事実現

### 定数改善 大阪市の独自措置を

「24年度末人事・定員要求書」に対する回答交渉を11月21日に行いました。「教職員人事異動方針」に変更はなく、この間確認してきた「人事異動の考え方、取り扱い」（別掲）についても「昨年度と変更はない」ことを確認しました（異動候補者の決定・決定後の手続き、残留の特別事情、保育事情等についての重要な確認を参照ください）。

市教委は人事異動説明会は実施せず11月27日に資料を配信し、教育委員会への調書提出期限日を12月25日としています。諸事情により教職員の検討期間や、学校長との面談を十分に確保できなかった場合に限り1月6日。

### 妊娠、保育事情 希望尊重を

「初めて転勤する若い人は産休・育休あけの人も多い」「管理職が育児短時間勤務やめてくれと言う」「育休あけは残留・転任も可であることを周知を」との追及に対して、「通勤時間や保育事情等個別事情は、これまでも出来る限り配慮。校園長より十分話を聞く。育児短時間勤務の取得について、本人希望が尊重されるよう校園長に対して周知徹底」と回答しました。

11月1日時点で小学校50名、中学校12名の欠員となっています。市教委は、産休・育休を安心して取得できるように「本務教員による欠員補充制度（特別専科教諭）」を創設し、今年度の小学校50人、中学校15人から拡充する予定としました。産休に対する年度当初からの講師の「先打ち」も引き続き行います。

学校事務職員の「4年から6年」、事務主任の「別途の取り扱い」を止める要求に、「学校事務職員実施要領」に基づき実施とし、応えませんでした。

養護教諭の複数配置、預け加配増、若手を支えるベテランの役割、再任用短時間の拡充を求めました。「短時間1人配置はできない。定数の中で配置。指導養護教諭も拡充。市独自の加配今年度小学校7校、中学校7校」と答えました。

特別支援在籍児童・生徒増にも関わらず文科省通知以降学級減となっています。市教委は「障がい種別ごとに8人以下で編制し、在籍が1人であっても学級設置」と答えました。府の学級編制変更について、決定次第情報提供するとしました。特別支援教育サポーターの配置等は指導部の所管、連携し適切な配置・運用となるよう状況を伝えるとしました。

宮城委員長は交渉を中断するにあたり、持ち時間数を減らすこと、基礎定数を改善すること（国）、定数内講師を減らすこと（大阪市）なしに「教員不足」や働き方改革は実現しないと述べ、「子どもの学習権保障」と「教員の職業上の自由」実現のため市独自の努力を行うことを求めました。